

## 浜松市家族介護慰労金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅の要介護者を常時介護する者に対し、家族介護慰労金(以下「慰労金」という。)を支給することにより、介護者を慰労し、もって要介護者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

(1) 要介護者 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第4号又は第5号に規定する状態にある者をいう。

(2) 主たる介護者 要介護者を、同居又はこれに準ずる状態で主に介護している者1人(慰労金の支給)

第3条 慰労金は、在宅の要介護者及びその主たる介護者が、次に掲げる要件を満たし、かつ、要介護者が1年間介護保険法(平成9年法律第123号)第18条に規定する保険給付(同法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導及び年間7日以内の同条第9項に規定する短期入所生活介護又は同条第10項に規定する短期入所療養介護に係る保険給付を除く。)を受けなかった場合において、その介護者が当該要介護者を引き続き1年以上介護しているとき(以下「介護期間中」という。)に、当該介護者に対して支給する。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 市民税非課税世帯に属する者であること。

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める者に対し慰労金を支給できるものとする。

### (支給額)

第4条 慰労金の支給額は、要介護者1人につき年額100,000円とする。

### (支給申請等)

第5条 慰労金の支給を受けようとする者は、浜松市家族介護支給慰労金支給申請書(第1号様式)に、支払金口座振替依頼書(浜松市会計規則第3号様式)を添えて市長に提出する。

2 前項の申請があったときは、市長は、支給の要否を決定する。

### (権利の継承)

第6条 介護者が、介護期間中に変わった場合は、新たに介護者になった者が慰労金を請求する権利を継承する。ただし、従前の介護者が既に慰労金の支給を受けている場合は、この限りではない。

( 慰労金の返還等 )

第7条 慰労金を申請し、又は受給した介護者が次の各号のいずれかに該当するときは、慰労金の支給を行わないものとし、支給を停止し、又は支給した慰労金を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段によって慰労金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 介護を怠っていると認められるとき。

( 委任 )

第8条 この要綱の施行に対し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月1日より施行する。

2 浜北市家族介護慰労金支給事業実施要綱に基づく浜北市家族介護慰労金支給事業、舞阪町家族介護慰労金支給要綱に基づく舞阪町家族介護慰労金支給事業、雄踏町家族介護慰労事業に関する取扱要綱に基づく雄踏町家族介護慰労事業、細江町家族介護支援特別事業実施要綱に基づく細江町家族介護慰労事業、三ヶ日町在宅老人介護家族慰労金支給事業実施要綱第2条第1項に基づく三ヶ日町在宅老人介護家族慰労金支給事業は、この要綱に基づく事業に相当するものとみなす。

また、前段の要綱により、平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間に支給を受けた者は、この要綱に基づき支給を受けたものとみなす。

3 この要綱に基づく家族介護慰労金の支給対象でない者であって、平成17年6月30日以前に、三ヶ日町在宅老人介護家族慰労金支給事業実施要綱に基づき慰労金の支給を受けた者については、次の各号のいずれにも該当する者に限り、家族介護慰労金として、年額60,000円を支給するものとする。ただし、平成17年4月1日より平成17年6月30日までに家族介護慰労金の支給を受けた者を除く。

(1) 平成17年6月30日より引き続き三ヶ日地域自治区内に居住する者。

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において要介護3、4又は5と判定された期間が1年間になる在宅要介護被保険者を現に介護している家族で、要介護者が1年間介護保険のサービスを受けなかった者。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護世帯でない者。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する

特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。）に基づき本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第3条の規定の適用については、当該外国人登録原票に施行日の前日まで引き続き登録されていた期間を同号に規定する期間に通算する。

(あて先) 浜松市長

浜松市家族介護慰労金支給申請書

次のとおり、浜松市家族介護慰労金支給要綱に基づき、家族介護慰労金の支給を申請します。

申請者 住所  
氏名 ㊞

高 齢 者	住 所			
	フリガナ 氏 名		介 護 度	( ) 認定日 年 月 日
	生年月日			
介 護 者	住 所	電話番号 ( )		
	フリガナ 氏 名		対象者と の続柄	
対象者の介護状況について(該当する 印内にレ点を記入してください。) 1.平成 年 月 日~平成 年 月 日までの間に、 入院していたことは、 ある 病院名( )期間( ) ない 2.平成 年 月 日~平成 年 月 日までの間に、 介護サービスを利用したことは、 ある 施設名等( )期間( ) 【在宅サービス】 通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア) 訪問介護(ホームヘルプ) 訪問看護 (予防)訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 短期入所生活/療養介護(ショートステイ) 居宅療養管理指導 【地域密着型サービス】 小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ない				
同 意 欄				
支給要件を確認するため、浜松市が保有する世帯等の所得、介護サービスの利用状況、 入院履歴等の情報を浜松市が確認することに同意します。 代筆者氏名 _____ 高齢者(要介護者)氏名 _____				